

大阪市児童相談所条例の一部を改正する条例案

大阪市児童相談所条例（昭和39年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
(一時保護所)			(一時保護所)		
第2条 法第12条の4第1項の規定により、センターに一時保護所を附設する。			第2条 法第12条の4の規定により、センターに一時保護所を附設する。		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]			[同左]		
大阪市中央こども相談センター	大阪市浪速区浪速東1丁目	此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、 <u>住之江区</u> 、 <u>住吉区</u> 及び西成区の区域	大阪市中央こども相談センター	大阪市中央区森ノ宮中央1丁目	此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、 <u>住之江区</u> 及び西成区の区域
大阪市南部こども相談センター	大阪市中央区森ノ宮中央1丁目	<u>阿倍野区</u> 、東住吉区及び平野区の区域	大阪市南部こども相談センター	大阪市平野区喜連西6丁目	<u>阿倍野区</u> 、 <u>住吉区</u> 、東住吉区及び平野区の区域
備考 表中の[]の記載は注記である。					

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年9月12日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

中央こども相談センター及び南部こども相談センターの位置及び所管区域を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。